

2015 年度成蹊大学法科大学院第 2 期入学試験 憲法

【問題 1】以下の問いにそれぞれ 10 行以内で答えなさい。（配点：40 点）

- (1) 新しい人権として環境権が主張されている。その憲法上の根拠および内容について論じなさい。
- (2) 憲法 41 条は国会が国の唯一の立法機関であると規定しているが、実際には政令や省令などの行政立法が行われている。その合憲性について検討しなさい。

【問題 2】以下の文章を読んで設問に答えなさい。（配点：60 点）

P 県 Q 市には急傾斜の斜面に住宅地が広がっている地区が多数存在しているが、近年のいわゆるゲリラ豪雨によって土砂災害が頻発しており、3 年前には死者 30 名に達する災害が発生し、本年にはついに死者 100 名を超える大惨事が発生した。土砂災害については「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「本法」という）が制定されており、都道府県知事は「土砂災害特別警戒区域」（以下「特別警戒区域」という）を指定し（8 条）、特別警戒区域において建築等の開発行為（特定開発行為）をする場合は都道府県知事の許可を要するものとし（9 条）、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、都道府県知事は特別警戒区域内に存する建築物の所有者等に対し当該建築物の移転その他の必要な措置をとることを勧告することができるものとしている（25 条）。

ところが Q 市においては、土地所有者や不動産業者等が地価の下落や宅地開発の困難化をおそれて本法に基づく特別警戒区域の指定に非協力的であり、P 県知事による特別警戒区域の指定はほとんど進んでいないのが実情であった。そこで、Q 市長は市独自の規制を行う必要があると考えて「Q 市土砂災害防止条例（案）」（以下「本件条例」という）を市議会に提案した。本件条例は、①市長は本件条例による規制が必要な区域（本法 8 条による特別警戒区域を含む）を「土砂災害特定警戒区域」（以下「特定区域」という）に指定し、②特定区域において建築等の開発行為（本法 9 条が定める特定開発行為に相当する）をする場合は市長の許可を要するものとし、③急傾斜地の崩壊等が発生した場合には、市長は特定区域内に存する建築物の所有者等に対し当該建築物の移転その他の必要な措置をとることを勧告することができ、④所有者等がこれに従わないときには当該措置をとることを命令することができるものとし、⑤市長は本件条例に基づく権限を行使するために特定区域内の土地を立入調査することができ、これを拒否した者に対しては 30 万円以下の罰金を科すものとしている。

〔設問〕

本件条例の憲法上の問題点を検討しなさい。ただし、本法の規定については参考条文として掲げたもの以外を考慮する必要はない。

*裏面に参考条文あり。

[参考]

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
(平成十二年五月八日法律第五十七号)

(土砂災害特別警戒区域)

第八条 都道府県知事は、基本指針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第四号に規定する居室をいう。以下同じ。）を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域（以下「特別警戒区域」という。）として指定することができる。

(第2項以下略)

(特定開発行為の制限)

第九条 特別警戒区域内において、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第四条第十二項の開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りでない。

(第2項略)

(移転等の勧告)

第二十五条 都道府県知事は、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には特別警戒区域内に存する居室を有する建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、当該建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、当該建築物の移転その他土砂災害を防止し、又は軽減するために必要な措置をとることを勧告することができる。

(第2項略)